

保育士を目指す学生、既に保育士資格を取得されている皆さまへ

若者支援制度のご案内

社会福祉法人緑伸会では、保育士を目指す学生や既に保育士資格を取得されている方を対象に、就職時の支度金および教育機関在学中に返還義務のある奨学金を利用していた場合の返還に係る若者支援制度を設けています。

【就職支度金支給制度】

対象者	採用予定日より6か月未満に教育機関等を卒業し、新たに正職員として採用決定された保育士。ただし、人材紹介会社等を通じて採用され、且つ紹介手数料等の報酬の支払を要する者を除く。
対象額	200,000円を支給します。
支援時期	採用月に支給します。
手続き	当支援制度を希望される場合は、採用内定後、法人が指定する書類を提出していただきます。

【奨学金返還支援制度】

対象者	教育機関在学中に独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の貸与型奨学金の貸与を受け、奨学金の返還義務のある者で、次のいずれにも該当する者（以下、「支援対象者」という。）とする。 1. 就業規則に定める正職員であること（試用期間中は除く） 2. 日本学生支援機構の奨学金を返還中の者 3. 採用後5年以内の者 4. 30歳未満の者 5. 法人が指定する書類を提出した者
対象額	毎月の返還額により、月20,000円を上限とし支給します。
支援期間	返済が開始する月を1ヵ月日とし、最長60ヵ月日となる月まで支給します。
支援停止及び終了	就業が所定労働日数の8割満たない月（休職など）については、支援停止となります。また、正職員の身分を失った場合（退職や臨時職員への変更など）には、支援終了となります。
手続き	当支援制度を希望される場合は、採用内定後、法人が指定する書類を提出していただきます。



社会福祉法人 緑伸会

山の手あすみ保育園

平和あすみ保育園